

# お知らせ

12月4日から10日まで  
人権週間です

昭和23年12月10日、第3回国連総会において「世界人権宣言」が採択されました。国連はこれを記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、関係機関の協力を得て「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及と高揚に努めています。



## くらしの悩みごと相談所

弁護士資格、司法書士資

格を有する人権擁護委員が、さまざまな悩みごとの相談をお受けいたします。

【日時】  
平成28年12月6日(火)  
午前10時～正午  
午後1時～午後4時

【会場】  
高知よさこい咲都  
合同庁舎  
(高知市栄田町2-2-10)

※事前予約制です。左記お問い合わせ先にてご予約ください。

※相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。

【お問い合わせ先】  
高知地方法務局  
人権擁護課

☎0888223503

アイヌの方がたからのさまざまなご相談をお受けします

日常生活でお困りのこと、嫌がらせ、差別など何でもご相談ください。

【受付】  
月曜日～金曜日  
(祝日、12月29日  
～1月3日を除く)

【時間】

午前9時～午後5時

【相談専用電話(フリーダイヤル)】  
☎0120771208

※相談は無料です。  
※匿名でもかまいません。  
※秘密は厳守します。

※本事業は、(公財)人権教育啓発推進センターが、厚生労働省の生活相談充実事業により実施するものです。

【お問い合わせ先】

公益財団法人 人権教育啓発推進センター  
東京都港区芝大門2-10-12  
KDX芝大門ビル4階

## 新庄川の落ちアユ漁の全面禁漁について

新庄川の落ちアユ漁が、平成28年度(12月1日～31日)においても全面禁漁となります。

新庄川のアユ資源保護のため、ご理解、ご協力くださいますようよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

新庄川漁業協同組合  
☎427886

## 12月10日から16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

北朝鮮人権侵害問題啓発週間とは

北朝鮮による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ、北朝鮮による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的としています。

北朝鮮当局による拉致容疑事案は、我が国の主権や国民の生命と安全に関わる重大な人権侵害です。

○拉致問題のことを知ってください

○関心を持つてください  
それが、この問題を解決するためにも大切な一歩となるのです。  
(須崎警察署)

## 林業退職金共済制度(林退共)からのお知らせです

林業の仕事をしていただく方がありませんか?

林退共制度に加入していただく、退職金をまだ受け取

っていない方を探しています。以前、林業の仕事をしてきたが、ご自身が林退共へ加入していたか分からない方についてもお調べいたします。

また、罹災された共済契約者および被共済者の皆さまに対し、各種手続き(共済手帳の紛失、退職金の請求等)の必要が生じた場合はできる限りの範囲において速やかに対応したいと考えておりますので、最寄りの支部または本部へお問い合わせ、ご相談くださいますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

独立行政法人勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部  
〒170-8055

東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル

☎03-6731-2887  
FAX 03-6731-2890

詳しくはホームページでもご案内しております

http://www.rintaikyo.tais  
yokukin.go.jp/